

町の臨時職員を募集します

23日までに申し込みを

◆募集内容

職 種	応募資格	勤務場所	基本賃金 (月額)	担 当 課
保 育 士	保育士の資格がある人	町立保育園または児童館	6,400円	役場保健福祉課児童福祉担当(内線134)
栄 養 士	栄養士の資格がある人	町立保育園	〃	〃
調 理 員	栄養士が調理師の資格がある人、または給食調理の経験がある人	〃	5,400円 ~5,900円	〃
幼稚園教諭	幼稚園教諭の資格がある人	町立幼稚園	6,400円	町教育委員会事務局総務担当(内線332)

町では、臨時職員を募集します。選考方法は書類審査(履歴書)と面接です。希望の方は、役場住民生活課または各支所に備え付けのある履歴書に必要事項を記入して、申し込んでください。

▽募集内容 左表のとおり

▽応募資格 五十五歳

以下で町内に住所があり、左表の条件を満たす人

▽募集人員 各職種とも若干名

▽任用期間 四月十一日~九月三十日

※必要のある場合には、一回の更新があります。

▽申込期限 二月二十三日

▽申込先 役場総務課

▽問い合わせ 役場各担当課(☎82-3111・左表の内線番号)へどうぞ。

育児・介護休業法 4月から一部改正

育児・介護休業法が一部改正され、4月1日から施行されます。育児・介護休業法は企業や事業所の規模、労働者の性別を問わず適用され、事業主は業務の繁忙などを理由に育児・介護休業の申し出を拒むことはできません。

▷問い合わせ 岩手労働局雇用均等室(☎019-604-3010)へ。

◆主な改正点

改正事項	現 行	4月1日から
①育児休業と介護休業の対象の拡大	期間を定めて雇用される人(有期契約労働者)は対象外	同一の事業主に1年以上雇用されている人で、一定の範囲(※1)の有期契約労働者は、育児休業、介護休業が取得できます。
②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合(※2)には、子が1歳6カ月(※2)に達するまで育児休業が取得できます。
③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3カ月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業が取得できます。(通算93日まで)
④子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気やけがをした子の看護のために休暇を取得できるようになります。

※1 ▶育児休業…子供が1歳に達する日を超えて雇用期間が継続される見込みの人(子供が2歳に達する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかである場合を除く) ▶介護休業…介護休業開始予定日から数えて93日を経過する日を超えて雇用期間が継続される見込みの人(93日を経過する日から1年以内に契約期間が満了し、更新されないことが明らかである人を除く)

※2 保育所などに入所を希望しているが、入所できない場合などで、両親が交代で育児休業を取ることもできます。

22日

児童館で入所申請を受け付け



関口児童館と轟木児童館では、今年四月に入所する児童を募集します。お子さんの入所を希望する方は、各児童館

で手続きを行ってください。また、引き続き入所を希望する方も二月二十二日までに入所申請書を忘れずに提出してください。

▽受付期日 二月二十二日(火)

▽時間 関口児童館：午前九時半~十時半 轟木児童館：午後一時半~二時半

▽入所資格 平成十一年四月二日から十四年四月一日までに生まれた児童

▽持参する物 印鑑と家族構成がわかるもの(健康保険証など)

▽入所申請要領と申請書は各児童館、役場保健福祉課に用意してあります。

▽問い合わせ 関口児童館(☎82-3338)、轟木児童館(☎82-2715)、役場保健福祉課児童福祉担当(直通☎82-3113)へどうぞ。